

茅ヶ崎市告示第254号

公 示 送 達 書

次の者に対し、国税徴収法第54条に係る書類を送付しましたが、返戻されたため、実地調査、書類調査等、相当の調査をするも、住所、居所等が不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は福祉部保険年金課に保管し、申し出があった場合は交付します。

令和8年9月16日

茅ヶ崎市長 佐藤 光



記

国税徴収法第54条に基づく通知

氏 名 (名 称)	文書番号
井上 菜々子	8茅保険第917号

（注意）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、公示した日から起算して7日を経過した時、上記の書類の送達があったものとみなされます。

掲 示 期 間

令和8年9月16日から
令和8年9月30日まで